

令和6年3月25日

令和6年3月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

石井町農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和6年3月25日（月）午後1時25分から午後2時30分
- 2 開催場所 石井町役場2階 大会議室
- 3 出席委員 （13人）

会長	1番	田幡	裕
委員	2番	久米	基敬
	3番	岩本	達也
	4番	阿部	義明
	5番	吉浦	武夫
	6番	山口	裕美
	7番	上田	敏雄
	8番	藤井	利夫
	9番	綱木	厚夫
	11番	廣瀬	茂晴
	12番	上田	武志
	13番	近久	光雄
	14番	大西	佐知子

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 7号 農用地利用集積計画（案）の決定について
- 議案第 8号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 9号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請に対する意見について
- 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 報告第 7号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第 8号 農地使用貸借の解約通知について

局長 ただいまより令和6年3月石井町農業委員会総会を開会いたします。
田幡会長、ご挨拶をお願いいたします。

(会長あいさつ)

局長 本日、10番案内委員より欠席の旨通告がありましたので、報告いたします。
出席委員は、13名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
それでは、石井町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は田幡会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。
まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。
石井町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。
議事録署名委員は、私のほうから指名させていただきますが、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は5番吉浦委員、6番山口委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議事に入らせていただきます。
議案第7号、農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局に議案の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。議案第7号、農用地利用集積計画(案)の決定について説明いたします。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項により従前の例によることとされた、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、石井町長より、令和6年3月6日付けで、農業委員会に対して農用地利用集積計画の諮問を求められたものです。利用権の新規が34件、更新が12件、農地中間管理権の新規が4件、更新が0件で、合計50件、115筆、110,929.21㎡となっております。
個々の計画につきましては、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。
今回の計画案は、農業経営の状況等から、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。
審議に入る前に農用地利用集積計画(案)の利用権の設定を受ける者に会長であ

る私が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項に基づく議事参与の制限により当議案の審議開始から終了まで退席いたします。

また、同法第5条第5項の規定により、本議案につきましては、藤井会長職務代理が議長となります。

藤井会長職務代理よろしく申し上げます。

(田幡会長退席)

藤井代理 それではこれより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

(7番上田敏雄委員挙手)

7番 利用権の設定を受ける者の耕作面積が0㎡である者がいますが、これは利用権設定前の耕作面積であり、問題はないということでしょうか。

事務局 利用権設定前の面積が0㎡ということです。利用権設定後の耕作面積が2,000㎡を超えていれば問題はありません。

藤井代理 ほかにご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見無し)

藤井代理 それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。

議案第7号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

藤井代理 全員賛成でございますので、議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

藤井代理 それでは田幡会長、入室してください。

(田幡会長入室、着席)

議長 藤井会長職務代理ありがとうございました。

議長 次に議案第8号、農地法第3条の規定による許可申請等について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請については5件です。

(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号37から41については、農地法第3条第2項各号に該当しないため許

可要件を満たしていると考えます。
以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

それでは、受付番号37について、石井字重松の担当であります2番久米委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

2 番 議案第8号、農地法第3条の規定による許可申請について、受付番号37について説明いたします。

3月14日に譲渡人、譲受人、田幡会長及び私で、申請地にて現地調査及び聞き取りを行いました。

申請地、重松〇〇〇番〇は、譲受人の居宅北側の耕作地に隣接し、東は町道に接する立地であり、現在は除草され作付けの準備が整っている状態です。

譲渡人は、耕作に必要な農機具が十分でなく、後継者も農業に関心がないことから、今後は農業経営及び農地の管理が困難になると考えたそうです。

そこで、以前から申請地の耕作を依頼していた譲受人に農地を贈与することになったとのことです。

譲受人は自作地及び借地を合わせて〇〇〇〇㎡で水稻を栽培しており、トラクター〇台、田植機、コンバイン、乾燥機、粃すり機は各〇台所有しております。

後継者も育ってきており、今後も継続して耕作できると推測されますので、許可相当と判断します。

審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)

議 長 それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号37について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号受付番号37は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号38及び39は、譲受人が同一で隣接する農地にかかる一連

の案件でありますので、浦庄字国実の担当であります4番阿部委員に、まとめて現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

4 番 議案第8号、農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

受付番号38の申請地は、浦庄字国実〇〇〇番〇、登記地目が原野、現況地目が畑で農地台帳に登録されており、地積は1,269㎡で無償移転、譲渡人は〇〇〇〇氏、譲受人は〇〇〇〇氏です。

受付番号39の申請地は、国実〇〇〇番〇、登記地目が田、現況地目が畑、地積は1,266㎡で無償移転、譲渡人は〇〇〇〇氏、譲受人は〇〇〇〇氏です。

両譲渡人とも、耕作することが困難であったところ、農業経営の規模拡大を望む譲受人が引き受けることになり、無償での権利移転にいたったとのことでした。

所有権移転後は2筆とも水稻栽培を行うとのことでした。

しかし、現在は耕耘しているものの、休耕状態が続いたため一部に茅が残っていることから、1年間は水を張って保管理した後に水稻栽培にかかる予定とのことでした。

耕作に必要な大型農機具は、トラクター〇台のほか、田植機、コンバイン、乾燥機、粃すり機を各〇台所有しております。

農作業には、ほぼ1年中従事するとのことでした。

また、重松地区を中心に〇〇〇〇㎡、水稻を栽培していることから農作業従事要件に特に問題はないと思われまます。

よって、許可相当と考えますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 それではこれより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見無し)

議 長 それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。

受付番号38及び39について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号38及び39は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号40について、高原字中須の担当であります6番山口委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

6 番 議案第8号、受付番号40について説明いたします。

3月15日に藤井委員、上田敏雄委員と私の3名で申請地に出向き、農地法第3条の規定による所有権移転について、委任を受けた行政書士に会い、内容の聞き取りと現地調査を行いました。

申請地は高原字中須〇〇〇番〇、登記地目及び現況地目が畑、1,505㎡です。

譲受人である株式会社〇〇〇〇の所在地は〇〇〇町ですが、申請地までの距離は12キロメートル、農地に到着するまでの時間は20分であり、耕作に問題はありません、

石井町では、すでに〇〇〇〇㎡耕作しており、本申請と合わせると耕作面積は〇〇〇〇㎡となる予定です。

現在は、キュウリ、トマト、ナスを中心に作付けしております。

申請地でも同様の作付けを行う予定とのことであり、周辺農地への影響はないと見込まれます。

農作業には、代表取締役が年間230日従事するほか、役員も230日従事します。

トラクター〇台、トラック〇台など営農に必要な農地機具を所有しており、全ての農地を効率よく耕作できると見込まれます。

よって、許可相当と考えますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)

議 長 それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号40について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号40は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号41について、浦庄字諏訪の担当であります3番岩本委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

3 番 議案第8号、受付番号41について説明いたします。

農地法第3条の規定による許可申請について、3月18日に吉浦委員、阿部委員と私の3名で、譲受人とその夫に会い、聞き取り及び現地確認を行いました。

申請地は浦庄字諏訪〇〇〇番〇、22㎡、登記地目、現況地目ともに田、無償移転、譲渡人は〇〇〇〇氏、譲受人は〇〇〇〇氏です。

譲受人が申請地の北側の田を購入し登記しましたが、その南側に沿って幅55cm、長さが40mの申請地と隣接することが判明したため、今回の申請にいたったとのことです。

譲受人は現在、田を〇〇〇〇㎡、畑〇〇㎡を所有しております。

農機具は、トラクター〇台、田植機〇台を所有するほか、農作業に必要な機材をそろえております。

農作業従事日数は、夫婦とも年間280日です。

周辺農地に被害、迷惑のないように十分に注意して耕作するとのことです。

以上により、許可相当と考えられます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)

議 長 それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号41について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号41は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に議案第9号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請に対する意見について、及び議案第10号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。議案第9号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請に対する意見については1件、議案第10号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については2件申請がありました。
(議案書に基づいて内容を説明)
以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

それでは、まず、受付番号42から審議いたします。藍畑字高畑西の担当であります9番綱木委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

9 番 議案第10号、受付番号42について、説明いたします。

3月16日に、桑内委員と廣瀬委員と私の3名で申請地に出向き、農地法第5条の規定による許可申請の件で代理人に会い、内容の聞き取りと現地確認を行いました。

申請地は藍畑字高畑〇〇〇番〇で、登記が雑種地、現況は畑として農地台帳に登録された休耕地、面積は559㎡です。

譲渡人は〇〇市に居住し、耕作が困難となっております。

譲受人、合同会社〇〇〇〇が隣接地を宅地分譲していたところ、申請地を併せて建て売り住宅の分譲地として開発したいと希望し、本申請による転用及び所有権移転にいたったとのことでした。

申請地の北側は宅地分譲地、西側は町道、東側と南側は宅地であります。

申請地の区域に土地改良区等はありません。

造成については、西側町道に高さをそろえるとのことであり、土砂の流出等のおそれはありません。近隣の農地等への影響ないと思われます。

給水は、北側分譲地から水道を引き込みます。

排水は、北側分譲地内の道路側溝に流します。排水は最終的に神宮入江川に流れるとのことでした。

建て売り分譲として開発することについては、徳島県と協議済みとのことでした。

よって、本申請は、許可やむを得ないと考えますので、審議のほどよろしく願いします。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号42の申請地は、登記地目が雑種地で農用地区域ではありませんでしたが、農地台帳に畑で登録されておりました。

農地の種別としては三方を宅地等で囲われた第2種農地であります。

概要につきましては、ただいま綱木委員が説明されたとおりです。

転用目的は建て売り分譲地で、開発については徳島県東部県土整備局と協議済みとのことであります。

申請地の北側は宅地分譲地、西側は町道、東側と南側は宅地であります。

この区域に土地改良区等はありません。

造成は、整地をして西側町道に高さをそろえるとのことであり、土砂の流出等のおそれはないと思われます。

給水は、北側分譲地のあわせて利用する土地、高畑〇〇〇番〇から水道を引き込みます。

排水は、同じく高畑〇〇〇番〇の道路側溝に流します。排水は最終的に神宮入江川に流れるとのことであり、石井町建設課と協議済みとのこと。

本申請において十分な資金があることが、預金残高証明書で確認できます。

周囲への影響は、特に無いと見込まれますが、第三者から異議申し立てがあった場合は、申請者が対応することが許可申請書に明記されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、許可やむを得ないものと考えております。

以上です。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
 (質問・意見なし)

議 長 それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。
 受付番号42について、許可相当という意見を県知事に送付するというところに賛成の方は挙手をお願いいたします。
 (全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号42は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 続きまして、受付番号43、44については、事業計画変更にかかる一連の案件であるので、高原字西高原の担当であります8番藤井会長職務代理に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

8 番 議案第9号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請、受付番号43と議案第10号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号44は、一連の案件でありますので、あわせて説明いたします。

 3月15日に、山口委員と上田敏雄委員、太田事務局長、片岡主幹、私の5名で代理人に会い、内容の聞き取りと現地確認を行いました。

 申請地は高原字西高原〇〇〇番〇で、登記が田、現況は造成工事が行われた雑種地、面積は338㎡です。

 当初転用計画者である〇〇〇〇氏は、令和元年〇月〇日付け、徳島県指令農林第〇〇〇〇号で自動販売機設置用地として農地転用許可を受け、申請地を新設コンクリート擁壁で囲い、造成後に碎石を敷いた状態まで工事を行っておりました。

 しかし、コロナ禍により経営する別会社の経営が悪化し、資金難となったことから転用計画を中断せざるを得なかったとのこと。

造成工事が完了しており農地への復元が困難となっていたため、別の用途での変更を検討していたところ、事業拡張により工事用車両置場を必要とする借人との賃貸借契約にいたったとのことです。

申請地は新たに造成等の工事を行わず現状のまま使用します。雨水は地下浸透です。土砂の流出等のおそれはないと思われまます。

申請地は県道徳島鴨島線の南側であることから、重機を置いても日照等近隣の農地の作物への影響はないとのことです。

よって、本申請は、許可やむを得ないと考えますので、審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号43・44の申請地は、平成8年に農用区域から除外された第2種農地です。

概要につきましては、ただいま藤井会長職務代理が説明されたとおりです。

当初転用計画者は、令和元年〇月〇日に徳島県から自動販売機設置用地として農地転用許可を受けた後、申請地を新設コンクリート擁壁で囲い、造成工事を行いました。自動販売機が設置されない状態が続きました。

そこで、農業委員会事務局は、早急に自動販売機を設置するよう再三指導を行いました。造成のみ完了した状態が続きました。

その後、自動販売機の設置が不可能となったものの、農地への復元は困難であるため、別の用途での利用を検討したい旨の相談があり、本申請にいたしました。

事業計画変更承認とこれに伴う農地法第5条許可申請については、徳島県農林水産部農林水産政策課と協議しております。

申請地は、造成等の工事が不要であるので、転用に必要な資金はありません。

雨水は地下浸透で、土砂の流出等のおそれはないと思われまます。

資材置場に置く重機の搬入は、県道徳島鴨島線の東側、縁石のない間口5.63mから行います。

造成後約4年間、申請地は除草等においては適切に管理され、周囲の農地へ影響が特になかったことから、重機を置く事になっても状況は大きく変わらないのでないかと思われまます。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、特に問題はないと考えております。

以上です。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙

手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号43、44について、変更、許可相当という意見を県知事に送付するという事に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号43、44は変更、許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 次に報告事項に入ります。事務局に報告事項の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。

報告第7号 農地法第18条第6項の規定による通知については、1件受理しました。

報告第8号 農地使用貸借の解約通知については、1件受理しました。

報告事項の説明については以上です。

議 長 ただいまの事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。特に発言がないようでございますので、以上で報告事項を終わります。

議 長 以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

それでは只今をもちまして、令和6年3月石井町農業委員会総会を閉会いたしたいと思っております。慎重審議ありがとうございました。